

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国際交流基金】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日23日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	外務省
法人名	国際交流基金

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○不要資産の譲渡収入等の国庫納付にあたっては、国庫納付を求められた766,181千円について更なる検証を行い、6,760千円を追加納付することとし、平成22年度中に772,941千円を国庫納付済み。</p> <p>○国際交流基金運用資金のうち、日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く34,203,860千円について、簿価超過回収額5,490千円を含め、平成22年度中に34,209,350千円を国庫納付済み。</p> <p>○平成23年度末に計上した繰越欠損金(第2期中期目標期間中に発生した利益と損失の相殺により計上されたもの)について、運営費交付金等と欠損金の相殺状況を検討した結果、資金の必要性が将来にわたらないと判断する運営費交付金について、平成24年度中に263,709千円を国庫納付済み。</p> <p>○第2期中期目標期間中に返戻を受けた政府出資見合い及び運営費交付金で差し入れた敷金等の返戻金について、平成24年度中に45,566千円を国庫納付済み。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○区分所有宿舍35戸中4戸について、必要性の精査、売却可能性の検討等を行った上で、売却手続きを開始、平成23年度中に終了し、平成24年5月に14,527千円を国庫納付済み。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日、行政改革担当大臣)が示されたことを受け、具体的な職員宿舍の処分計画を策定中。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>● 中期計画期間(平成19年度～23年度)を通して、以下の措置等により管理費削減に努め、平成23年度において平成18年度比▲21.1%(うち本部事務所借料削減額▲243,835千円、削減率▲37.3%、本部事務所借料以外の一般管理費削減額▲340,594千円、削減率▲16.1%)の一般管理費削減を達成した。</p> <p>①平成20年度における本部事務所の移転 ②平成18年度に導入した新給与制度の運用による人件費の合理化</p> <p>● 平成24年度も、本部事務所借料の見直し(平成24年度削減額▲36,958千円、対前年比削減率▲9.03%)等により管理費を削減した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <hr/> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○平成22年11月より、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有し、事務所移転に際しては共同検討を行っている。</p> <p>○平成24年度には、上記4法人のうち3人以上の海外事務所が存在する世界16都市の事務所共用化・近接化、ワンストップサービス実現のための連携合意書の締結、事業及び広報の相互連携等の協議と調整を行った。</p> <p>○また、平成23年6月にバンコク、8月に北京において、国際観光振興機構の事務所が現行の国際交流基金事務所入居ビルに移転を完了。ジャカルタにおいても国際観光振興機構の新規事務所開設用のスペースを提供すべく、平成24年度に国際交流基金側必要手続きを了した。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。(職員研修・宿泊施設は保有していない。)</p>

○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

●本部事務所については、平成20年度中の本部移転により、以下のとおり、借料の大幅削減を達成している。

- ・平成18年度実績額653,364千円
- ・平成23年度実績額409,529千円(対平成18年度実績削減額▲243,835千円、削減率▲37.3%)

さらに、平成24年度以降においても以下の通り借料の見直し等を通じ大幅削減となった。

- ・平成24年度実績額372,571千円(対平成23年度実績削減額▲36,958千円、削減率▲9.03%)

●京都支部についても、従前より引き続き運営の効率化と経費節減の取組みに努めている。特に事務所借料については、平成20年度中の移転により、以下のとおり、大幅削減を達成した。

- ・平成15年度実績額20,343千円
- ・平成18年度実績額10,448千円
- ・平成24年度実績額 4,495千円(対平成15年度削減額▲15,848千円、削減率▲77.9%)
(対平成18年度削減額▲5,953千円、削減率▲57.0%)

●日本語国際センター及び関西国際センターについては、運営方法、コスト等の不断の見直しを行うとともに、施設・設備の適切な運営、改修に努めている。

○職員宿舎については、必要性の精査、売却可能性の検討等を行った上で、区分所有宿舎35戸中4戸を処分した。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●平成22年2月に設置した外部有識者等から成る契約監視委員会による随意契約、一者応札・応募契約等に係る点検の結果に基づく改善措置を講ずることで、以下のとおり改善した。

・全契約に占める随意契約の金額・件数比率
平成22年度：1,495百万円/3,036百万円＝49.2% 144件/356件＝40.4%
⇒平成23年度：1,734百万円/3,782百万円＝45.8% 170件/404件＝42.1%
⇒平成24年度：1,797百万円/4,239百万円＝42.4% 140件/351件＝39.9%

なお、平成24年度より基金事業の特性により生じる随意契約とそれ以外の理由による随意契約を明確に区分するための再分類を行い、平成25年度以降の契約監視委員会の点検に用いることとした。

・前回入札から連続して一者応札・応募となった6件中5件については平成25年度の契約について平成24年度内に入札を行うこととなっていたため事前点検の主旨も兼ねた点検として改善措置を着実に実行したところ、5件全てについて複数の入札参加者を得て、一者応札・応募が改善された。

●契約監視委員会による主たる指摘事項への対応として、平成23年度において、以下の改善措置を実施した。

・一者応札・応募を減らし、より競争性を高めるため、必要な場合には競争参加資格を柔軟に決定する。

・共催事業における相手方が、当基金負担の共催分担金の一部を充当して一定金額以上の契約を締結する場合は、双方で協議することとし、共催分担金への統制を強化する。

・再委託の承認手続きに関する通達を改正し、官民競争入札等に対応。

・調達予定案件一覧をホームページに公開するとともに、特に前回入札時に一者応札・応募であった案件や入札参加者数の確保が困難な見通しの案件については、参加の見込みのある事業者にもメール等で案件の広報を行うこととした。

・入札書、委任状について、記入事項・記入方法がわかりやすいように注記を加えるなどの改正を行った。また、「入札事前チェックリスト」を新たに作成し、入札説明書の添付書類として参加者に配布することとした。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

●「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、契約に係る情報は全て公表してきているが、これらに加え、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、当基金において管理又は監督の地位にある職を経験した者が役員等として再就職しており、かつ、総売上高等に占める当基金との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況についての情報を公開する制度を開始した。

<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●平成24年度より、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づき、契約による支出を含む公益法人に対する支出についての情報を公開している。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>●関連公益法人に対する業務委託については、その妥当性につき厳正な見直しを行うとともに、競争性のある契約への移行を進めてきたところであるが、平成24年度において、独立行政法人会計基準に定める関連公益法人等に該当する法人は存在しない。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)に基づく共同調達の対象品目、発注仕様、入札参加資格、事務コスト等についての政府での統一的な検討結果を踏まえ、類似の事業に共通で適用できる単価契約の導入等、共同調達等の導入にむけて可能性を検討している。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○平成23年度の日本語国際センターの施設管理・運營業務を、公共サービス改革法に基づく民間競争入札とし、経費の節減を図り、平成22年度落札価格比で▲27,241千円の削減となった。平成24年度分からは、本業務の他、関西国際センターの施設管理・運營業務等についても民間競争入札を導入、平成24年度より平成21～23年度落札価格比で1年当たり▲29,076千円の削減となった。また、日本語国際センターにおいては、平成24年度分の海外日本語教師研修接遇業務についても民間競争入札を導入し、前年度(平成23年度実績)比で、一人当たりの接遇業務経費が▲18千円の削減となった。 ○上記に加え、JF-NET(OA用情報管理システム)運用管理支援等業務について、平成26年度より民間競争入札を実施する予定。</p>

○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

○従来より、各種契約における競争入札の実施の推進、節電をはじめとする光熱水料に係る経費節減、各種事業における受益者負担の更なる適正化等による、調達の効率化、経費の削減を図っているところである。

○日本語国際センター施設管理・運營業務については、平成22年度まで一般競争入札であったが、平成23年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施した結果、平成23年度の契約金額(平成22年度に入札を実施)は、平成22年度落札価格比で▲27,241千円(▲28.6%)。また、平成24年度～26年度の公共サービス改革法に基づく民間競争入札(平成23年度に実施)による契約金額は、1年当たり、平成22年度落札価格比で、▲22,316千円(23.4%)の経費削減を達成した。

○関西国際センターの施設管理・運營業務等については、平成23年度まで一般競争入札であったが、平成24年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入し、平成23年度に同民間競争入札を実施した結果、平成24年度～26年度の契約金額は1年当たり、平成21年度～23年度落札価格比で▲29,076千円の経費削減を達成した。

○日本語国際センターにおいては、平成24年度分の海外日本語教師接遇研修接遇業務について民間競争入札を導入し、前年度(平成23年度実績)比で、一人当たりの接遇業務経費▲18千円の削減を達成した。

今後も民間競争入札や、随意契約及び一者応札並びに総合評価落札方式における評価基準等について契約監視委員会による点検結果を踏まえた見直しを図ることで、調達の一層の改善を推進する。

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。

●総人件費については、平成18年12月に導入した新給与制度の運用及び国家公務員における措置を超える給与抑制・削減措置等により、第二期中期目標計画期間(平成19年度～23年度)の最終年度である平成23年度までに平成17年度比▲6.0%(目標値)を上回る▲10.7%の人件費削減を達成した。

●さらに平成24年度には「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の成立を受け、国家公務員に準じた以下の措置を講じた結果、前年比5.1%の総人件費削減を達成した。

(1) 役員

◆本給月額引き下げ(平成24年4月より)

・理事長 992千円→986千円

・理事 808千円→803千円

◆平成24年6月賞与における平成23年度給与の年額調整

◆給与減額支給措置(平成24年4月から平成26年5月まで)

・本給月額の支給額の減額(▲9.77%)

・本給月額に対する特別調整手当の支給額の減額(▲9.77%)

・賞与(期末手当、勤勉手当)の支給額の減額(▲9.77%)

(2) 職員

◆本俸月額引き下げ(平成24年5月より)

40歳台以上を念頭に置いた引下げ(40歳台後半:▲0.4%、50歳台:▲0.5%)

◆平成24年6月賞与における国家公務員の水準に合わせた調整

◆給与減額支給措置(平成24年6月から26年5月まで)

・本俸月額の支給額の減額(在職級に応じて▲4.77%、▲7.77%、▲9.77%の3区分)

・職務手当の支給額の減額(▲10%)

・本俸月額及び職務手当の支給額の減額に対応した特別都市手当の支給額の減額

・賞与(期末手当、勤勉手当)の支給額の減額(▲9.77%)

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>●以下の取組により、対国家公務員指数(ラスパイレス指数)を平成17年度以降平成23年度まで着実に低下させており、平成23年度の指数は119.5、地域・学歴換算後の指数は99.2となった。</p> <p>(1) 平成18年12月に制定した新しい給与制度で以下の施策を導入</p> <p>①本俸月額引下げ: 平均▲5.8%(国家公務員の平均引下げ率▲4.8%から▲1.0%さらに引下げ)⇒全体の給与水準の引下げ</p> <p>②年次昇給の割合を引下げ、年功序列から職責・能力・評価に応じた昇格を重視する等級・職階制を導入⇒高齢者層の給与水準の引下げ</p> <p>③基本給連動の年功的役職手当の定額化 ⇒平均役職手当額の引下げ</p> <p>④役職離脱の仕組みの導入(参事・副参事職の設置)⇒高齢者層の給与水準の引下げ</p> <p>(2) 国家公務員における措置を越える給与抑制・削減措置</p> <p>①管理職員の賞与支給率を国家公務員より低く抑える(平成19年度、22年度追加、23年度)</p> <p>②国家公務員で行われた若手職員の俸給表増額を実施せず(平成19年度)</p> <p>③役職定年制の導入(平成20年度)</p> <p>④国家公務員に新設の「本府省業務調整手当」にあたる手当は導入せず(平成21年度)</p> <p>⑤給与制度移行に伴う現給補償の打ち切り(平成21年度)</p> <p>●平成24年度においては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の成立を受け、国家公務員に準じた2年間の給与減額支給措置を労働組合との協議を経て平成24年6月から開始した。</p> <p>●平成24年度の指数は121.5、地域・学歴換算後の指数は102.1と前年度と比較して上昇したが、これは前述の給与減額支給措置の開始が労働組合との協議を経た結果、平成24年6月からの実施(国家公務員は平成24年4月から実施)となったことが、その要因の一つである。平成25年度には通年の措置となることから当該事情による指数への影響は解消される見込み。</p> <p>●平成25年度以降については、適正な水準(地域・学歴換算指数で100以下)を維持することを目指し、給与制度の適切な運用を継続し、国家公務員給与の動きへの対応については随時検討を行う。</p> <p>平成25年度に見込まれる指数: 120.0 (地域・学歴換算指数で100以下)</p> <p>目標水準(平成25年度末): 120.0 (地域・学歴換算指数で100以下)</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>●従前より基金ウェブサイト上において、組織に関する情報の一つとして役員(法人の長、理事、監事)の報酬額について公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●従前より監事による監査及び外務省独立行政法人評価委員会によりチェックを受けている。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人件費については、第二期中期目標計画期間(平成19年度～23年度)の最終年度である平成23年度までに平成17年度比▲6.0%(目標値)を上回る▲10.7%の削減を達成した。 ● 平成24年度には「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の成立を受け、国家公務員に準じた措置を講じた。結果、前年比5.1%の人件費削減を達成した。
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定外福利費については、互助組織への拠出を廃止した。 ● 海外出張費については、国家公務員に準じたエコノミークラス航空賃利用や、割引航空賃使用促進により、経費の節減、合理化を行った。 ● 給与振込経費は必要最小限に抑えている。 ● 職員の諸手当については、国家公務員に無い手当は支給していない。
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成21年度より、契約監視委員会において全ての契約に関する点検(予定価格の適正性確認を含む)を受けており、その結果を契約事前審査に反映させている。 ● 平成23年度から、調達業務におけるマニュアルを作成し、予定価格積算の指導・助言等を行う体制を強化している。
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進のために必要な事項を定めた「独立行政法人国際交流基金コンプライアンス規程」を整備し、国際交流基金の役員、部長等と外部有識者から構成されるコンプライアンス推進委員会を設置した。 ● 平成22年度に制定した「独立行政法人国際交流基金コンプライアンス規程」に基づき、平成23年度より外部専門家を委員に含めた「コンプライアンス推進委員会」を開催し、平成24年度には基金内部における具体的なコンプライアンス上の取り組み事例につき検討を行うなど、コンプライアンスに関する理解の強化を図った。また、同委員会において専門家による講演を、同委員会メンバー(理事長及び役員と部長級職員)を対象として実施し、コンプライアンスの具体的事例を通じて、特に注意を要する点につき認識を深めるよう努めた。

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>●日本語能力試験については、実施地の状況に応じた受験料の適切な設定と受験者数増のための努力を続けた結果、大幅な増収を達成した。また、平成21年度より実現した黒字化については、平成22年度及び平成23年度及び平成24年度においても維持した(平成24年度収入679,421千円、支出605,503千円)。平成25年度も引き続き黒字の維持と、自己収入の拡大に努める。日本語能力試験収入の推移は以下のとおり。</p> <p>平成19年度: 220,511千円 平成20年度: 235,847千円 平成21年度: 799,440千円 平成22年度: 623,210千円 平成23年度: 615,110千円 平成24年度: 679,421千円</p> <p>●今後も、事業実施国の事情も勘案した上で、日本語能力試験受験料、海外日本語講座受講料等、各種事業における参加費・サービス利用料等の受益者負担の更なる適正化につき、不断の見直しを続ける。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>●より多くの寄附金受入れに繋がりうる方策として、平成23年度からクレジットカード決済を前提とした民間運営のオンライン寄附サイトの活用、法人会員制度の整備を実施した。また、平成24年度はヴェネチア・ビエンナーレ、マレーシアにおける日本映画祭等に対し協賛・寄附等を獲得したが、引き続き具体的な個別事業を対象とした協賛・寄附の獲得を目指す。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●基金が発行した日本語教材や美術展カタログ等の販売を通じ、自己収入の拡大に努める。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●公募プログラムについては、事前評価として、募集の際に公開している「選定方針」に沿った審査を行い、さらに外部専門家による採否案に対する助言を加味して案件を選択している。</p>

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

- 個別のプロジェクト(事業)は、原則として単年度で実施しているが、2年以上にわたる助成プロジェクト等については、年度ごとに中間報告書等を取り付け、事業の進捗を確認したうえで事業継続の可否を判断している。
- 公募助成プログラムの事前評価の結果として採用事業をプログラムごとにウェブサイトに掲載している。
- 事後評価は、事業年度終了後に中期目標期間中の評価項目ごとに自己評価を行っている。特に事業については、各分野に知見をもつ外部有識者専門家からの評価を受けているが、その内容は、業務実績報告書としてウェブサイトに掲載している。なお、この業務実績報告書については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、「評価委員会は、独立行政法人の評価の際、国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。」とされていることを踏まえ、外務省ホームページを通じて意見(パブリックコメント)募集を行っている。
- 上記外部有識者による評価や外務省独立行政法人評価委員会からの評定コメントについては次年度以降の業務改善に繋げるよう留意しているが具体例としては以下のようなものがある。
 - ・「日本理解促進出版・翻訳助成プログラム」を、海外の出版社の要望に応えるのみならず日本から海外に紹介したい書籍の出版に繋げるため、翻訳出版推奨図書紹介リーフレットを作成し海外の関係者に配布、これらの対象書籍の申請に対しては優遇的助成を行う運用に改めた。
 - ・グローバル化が進む世界においては一方的な日本文化紹介・発信に留まらない「交流／協働」型の事業が必須であるとの指摘を受け、特にASEAN諸国を重点対象として、共同制作等の「協働」を重視した事業を企画・実施することとした。

No.	8	所管	外務省	法人名	国際交流基金
-----	---	----	-----	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 海外日本語教育、学習への支援及び推進	関西国際センターの研修事業規模の縮減	23年度中に実施	関西国際センターが実施している日本語研修については、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）の廃止、在日外交官研修プログラムの廃止等により事業規模及び国費負担を縮減する。	1a	23年度において、関西国際センターが実施している日本語研修のうち、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）、在日外交官研修プログラムを廃止した（平成23年度予算において対前年度▲52,194千円）。また、研修プログラムについて横断的に、研修補助費（交通費等）の減額、配布教材費の削減等を行った（平成23年度予算において対前年度▲2,630千円）。	措置済み
	海外日本語教師に対する日本語研修の事業規模の縮減	23年度中に実施	日本語国際センターが実施している海外の日本語教師に対する日本語研修については、博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減等により、事業規模及び国費負担を縮減する。	1a	23、24年度において、日本語国際センターが実施している教師研修のうち、博士課程の新規採用を行わず、修士課程の新規採用を半減（4名）とした（平成23年度予算において対前年度▲11,776千円）。また、平成23年度より、研修プログラムについて横断的に、研修補助費（交通費等）の減額、配布教材費の削減等を行った（平成23年度予算において対前年度▲10,468千円）。	措置済み
	研修員手当の現金支給の原則廃止	23年度中に実施	食費の一部を除き、研修手当（交通費、書籍購入費等）の現金支給は廃止する。	1a	23年度において、食費の一部を除き、研修手当の現金支給は廃止し、研修補助費（交通費等）をICカードにより支給する、図書費や資料送料を業者への直接払いにするとの変更を行った。	措置済み
	日本語能力試験の自己収入の拡大	23年度中に実施	海外における日本語能力試験の受験箇所増加等により黒字を維持し、自己収入の拡大を図る。	1a	22年度及び23年度においても収入が支出を上回った（23年度収入615,110千円、支出613,914千円）。24年度も引き続き収入が支出を上回るよう努めるとともに、自己収入の拡大に努める。実施地の増については22年度中から検討を行い、23年度の第1回試験（7月）は新規に20都市、第2回試験（12月）は新規に13都市で実施。24年度は、第1回試験（7月）は新規に6都市、第2回試験（12月）は新規に8都市で実施の予定。	措置済み
02 日本研究・知的交流	知的交流の効果的な実施	22年度から実施	知的交流については、引き続き、知的交流の担い手の育成等を図りつつ、効率的・効果的に実施する。	1a	招へい者のフォローアップの強化、会議等の事業への参加者の人選の工夫、事業報告書の充実等を行い、事業の効果、効率の向上のための措置を講じた。	措置済み
03 文化芸術交流の促進	海外に重点化した事業の実施	22年度から実施	文化芸術交流事業については、原則として国内事業は実施しない。	1a	22年度より原則として、国内事業は実施しないこととしている。	措置済み
04 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の担い手への支援	広報関係予算の削減	23年度中に実施	定期刊行物、年次報告、一般広報等の広報関係予算については、ホームページを活用する等の効率化により削減を図る。	1a	機関誌（『をちこち』）のウェブ化は22年度までに実施済み（紙媒体時より▲19,000千円）。23年度は、広報素材収集費（実施事業の成果の活用のためのDVD映像資料作成等）の節約等により、一般広報費を削減した（▲1,899千円）。	措置済み
	国内における地域交流事業の廃止	23年度中に実施	国内において実施する国際文化交流の担い手への支援を目的とする地域交流事業は廃止する。	1a	23年度より、国内で開催される国際交流フェスティバルへの参加（ブース出展及びセミナー等の開催）を取りやめ、同年度をもって国内連携促進プログラムを終了した。	措置済み
	情報ライブラリーの利用者数の増大	22年度から実施	本部事務所に設置されている「情報ライブラリー」については、利用者数の増加を図るための具体的な計画を作成し、利用者数が増加しない場合には抜本的な見直しを検討する。	1a	22年度に、利用者数増加のための具体的な計画を策定し、それに基づき、①利用者ニーズに応じた開館時間の変更、②ライブラリーの蔵書を活用した展示会の開催、③基金本部でのイベントと連動したライブラリー蔵書の展示などの諸策を実施した。これにより22年度の利用者数は前年度より1,400名程度増加（7.5%増）した。 23年度はライブラリーの利用者増加のための取組みをさらに強化。具体的には、ライブラリー所蔵資料（蔵書・資料・写真等）を活用した展示を実施したほか、ウェブマガジン・プレスリリース・ツイッター等電子媒体等を活用した広報強化や利用者に対するライブラリー利便性向上に努め、23年度の利用者数は、前年度に比してさらに1,650名程度増加（8.2%増）となった。	措置済み

05	在外事業その他	海外事務所の事業の効率化	23年度中に実施	海外事務所の事業については、策定された年次計画に基づき、広報文化センターの事業との重複を検証し、同センターと協力すること等により、効率化・合理化を図る。	1a	<p>事業の重複がないことの検証に関しては、当該国において外交政策全般を担う在外公館と、国際文化交流の専門機関としての基金海外事務所という大きな位置づけを踏まえ、海外事務所に対し、事業計画策定時に在外公館と協議するよう指示するとともに、基金本部と外務省本省との間でも事業計画を共有した上で、年度計画を作成している。また、海外事務所と在外公館の間では、個別の業務上の諸連絡以外に月1回の頻度で連絡会議を行っており、23年度事業計画作成時には、従来以上に、他法人との連携も視野に、相乗効果発揮に向けた協力を留意して各事務所において公館との情報共有、調整を行った。また基金本部と外務省本省間においても事業計画の照合を行った。</p> <p>相乗効果を高め、効率化・合理化を図るための協力に関しては、在外公館がオールジャパンで取組む日本紹介事業において、在外公館との協力連携により、また、他の諸団体の参画などを通じたさらなる事業効果の拡大などへの基金の（本来の役割としての、本部企画も含む）参画により、効率的に相乗効果が得られている。23年度は、パリにおいて若者を中心に19万人を動員したポップカルチャーの祭典であるJAPAN EXPO（在外公館が合同記者会見をセットし、日本としての震災支援への謝意表明を行うとともに、政府関係機関のブースを近接させ、一体感ある参加を実現）、日韓合同の運営委員会（在外公館大使が副委員長）により、約45,000人の一般市民の参加を得て継続的に実施しているソウルにおける日韓交流おまつり（「ありがとう韓国！がんばろう日本！」がテーマ）、3万人近くが参加、要人も多数参加したジャカルタ日本祭り（事務局は大使館内、「深まる絆、広がる交流」がテーマ）、マドリッド国際観光見本市（FUTUR）におけるイベントとして実施し、21万人以上の来場者のあったマドリッド日本文化週間（日本の伝統文化と東北地方の魅力の紹介を通じて日本の魅力をアピール、開会式にはフェリペ皇太子同妃両殿下ご臨席）等を実施。これらをはじめ、総力で取組むべき震災復興と日本の魅力発信、風評被害対策のため、機動的な連携を各国で展開した。</p> <p>これらオールジャパンの文化紹介の取り組みに際しては、総合調整に加えて要人対応、広報、プレス対応、資料作成といった横断的取組みを在外公館が担うことにより、それら業務の一元化と効率化が図られるとともに、他の諸団体や日系企業等より多くのアクターの参画が得られることにより、より費用対効果の高い事業となっている中、国際交流基金が文化交流の専門性を生かした質の高い展覧会や公演、知的交流事業等を担当することで、異なるネットワークやノウハウが生かされ、相乗効果を更に高めることができた。また、これら連携強化の取組みにより、いずれの事業も前年度より参加者が増加し（ジャカルタ日本祭り：約2万人ー約3万人、日韓交流おまつり：3.5万人→4.5万人など）、アウトプットの増大による効率化を図ることができた。</p>	措置済み
----	---------	--------------	----------	--	----	--	------

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06	運用資金（基金）	22年度中に実施	日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く運用資金（基金）342億円を国庫納付する。	1a	国庫納付を求められた34,203,860千円について、簿価超過回収額5,490千円を含め、22年度中に（23年2月17日と23年3月11日の2回に分けて）34,209,350千円を国庫納付済み。	措置済み	
07	不要資産の国庫返納	不要資産の譲渡収入等	22年度中に実施	不要財産の譲渡収入等のうち政府出資金見合い分（8億円）を国庫納付する。	1a	国庫納付を求められた766,181千円について、更なる検証を行い6,760千円を追加納付することとし、22年度中に（23年2月17日に）772,941千円を国庫納付済み。	措置済み
08	区分所有の宿舎	23年度中に実施	職員宿舎の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舎を国庫納付する。	1b	区分所有宿舎35戸について、必要性の精査、売却可能性の検討等を行った上で、4戸につき、23年度中に売却手続き等を終了し、24年5月に14,527千円を国庫納付済み。なお、当該物件は東日本大震災の被災者受入施設として提供リストに登録されていたため、23年9月まで手続きを中断していた。なお、区分所有宿舎については、平成24年4月3日付行政改革実行本部による「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」に基づき、引き続き見直しを行う。	措置済み	
09	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共用化等を図る。	23年度中に実施	1a	23年6月にバンコクにおいて、また8月には北京において、国際観光振興機構の事務所が現行の基金事務所入居ビルに移転を完了した。	措置済み		
10	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	1a	<p>平成22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意。これにより、22年度中に実施すべき必要な措置を講じた。</p> <p>さらに、前回措置済みとするにあたっての新たな指摘事項である「具体化に向けての更なる取り組み」を念頭に、平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所の機能的な統合に関する関係省庁・独法の実務者会合に参加。現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するための機能的な統合の在り方につき、平成24年夏までに結論を得るべく、個々に検討を行っている。</p>	措置済み	
11	人件費の見直し	在勤手当の見直し	平成22年度中に実施	1b	平成22年度に民間調査機関への委託による在外給与水準の調査（購買力補償方式による水準との比較）を実施した結果、全体として現行の海外勤務者の給与水準が民間と比較して高くないことが確認された。本調査結果及び外部有識者からの意見聴取の内容、並びに外務公務員も在勤手当の見直しを行い購買力補償方式に基づく在勤手当の設定を行なっていることを踏まえ、国際交流基金も現行制度の枠組みの中で追加的な運用コストをかけずに購買力補償方式を反映した制度の運用を行い、適切な在勤手当の水準の管理を行なうこととした。その結果、月額約56万円の削減効果が得られた。		

12	業務運営の効率化等	日本語研修センターの設置・運営に係る国費負担の縮減	23年度以降実施	日本語国際センター及び関西国際センターの設置・運営については、受益者負担の拡大、発注方法の見直し等により、国費負担の縮減を図る。	1a	<p>途上国からの参加者に対する研修補助費（交通費等）の削減、配布教材費の削減による受益者負担の拡大を図った。</p> <p>なお、日本語国際センター施設管理・運営業務については、平成22年度まで一般競争入札であったが、平成23年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施した結果、平成23年度の契約金額（平成22年度に入札を実施）は、平成22年度落札価格比で▲27,241千円（▲28.6%）、また、平成24年度～26年度の公共サービス改革法に基づく民間競争入札（平成23年度に実施）による契約金額は、1年当たり、平成22年度落札価格比で、▲22,316千円（23.4%）の削減となった。関西国際センターの施設管理・運営業務等については、平成23年度まで一般競争入札であったが、平成24年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入し、平成23年度に同民間競争入札を実施した結果、平成24年度～26年度の契約金額は1年当たり、平成23年度落札価格比で▲29,318千円の削減となった。日本語国際センターにおいては、平成24年度分の海外日本語教師研修接遇業務についても民間競争入札を導入した。</p> <p>これにより、「講ずべき措置」の「具体的内容」として検討してきた事項には全て対応済となった。今後は縮減額の維持あるいは更なる減額に向け、努力を継続する。</p>	措置済み
----	-----------	---------------------------	----------	--	----	--	------

No.	8	所管	外務省	法人名	独立行政法人国際交流基金
-----	---	----	-----	-----	--------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1 事務及び事業の見直し	不要資産の国庫返納	利益剰余金や保有する施設等について、保有する必要性等を厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	1	<p>保有資産の見直しを行い、以下の国庫納付を実行、あるいは計画中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不要資産の譲渡収入等の国庫納付にあたっては、国庫納付を求められた766,181千円について更なる検証を行い、6,760千円を追加納付することとし、平成22年度中に772,941千円を国庫納付済み。 ●国際交流基金運用資金のうち、日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く34,203,860千円について、簿価超過回収額5,490千円を含め、平成22年度中に34,209,350千円を国庫納付済み。 ●平成23年度末に計上した繰越欠損金（第2期中期目標期間中に発生した利益と損失の相殺により計上されたもの）について、運営費交付金等と欠損金の相殺状況を検討した結果、資金の必要性が将来にわたりないと判断する運営費交付金について、平成25年度中に263,709千円を国庫納付済み。 ●第2期中期目標期間中に返戻を受けた政府出資見合い及び運営費交付金で差入れた敷金等の返戻金について、平成25年度中に45,566千円を国庫納付済み。 ●区分所有宿舍35戸中4戸について、必要性の精査、売却可能性の検討等を行った上で、売却手続きを開始、平成23年度中に終了し、平成24年5月に14,527千円を国庫納付済み。 	策定した職員宿舍の処分計画に従い、第3期中期計画期間の最終年度である平成28年度末までに対象となる宿舍を全て処分する予定である。
			2	<ul style="list-style-type: none"> ●「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日、行政改革担当大臣）が示されたことを受け、具体的な職員宿舍の処分計画を策定中である。 	
2 事務及び事業の見直し	随意契約等の見直し等	随意契約等見直し計画を着実な実施。原則としての一般競争入札等への移行、一者応札・応募案件における競争性の確保。	2	<ul style="list-style-type: none"> ●平成22年2月に設置した外部有識者等から成る契約監視委員会による随意契約、一者応札・応募契約等に係る点検の結果に基づく改善措置を講ずること、以下のとおり改善した。 <ul style="list-style-type: none"> ・全契約金額に占める随意契約金額比率 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度：1,495百万円/3,036百万円＝49.2% ⇒平成23年度：1,734百万円/3,782百万円＝45.8% ⇒平成24年度：1,797百万円/4,239百万円＝42.4% <p>なお、平成24年度より基金事業の特性により生じる随意契約とそれ以外の理由による随意契約を明確に区分するための再分類を行い、平成25年度以降の契約監視委員会の点検に用いることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回入札から連続して一者応札・応募となった6件中5件については平成25年度の契約について平成24年度内に入札を行うこととなっていたため事前点検の主旨も兼ねた点検として改善措置を着実に実行したところ、5件全てについて複数の入札参加者を得て、一者応札・応募が改善された。 ●契約監視委員会による主たる指摘事項への対応として、平成23年度及び平成24年度において、以下の改善措置を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札・応募を減らし、より競争性を高めるため、必要な場合には競争参加資格を柔軟に決定する。 ・共催事業における相手方が、当基金負担の共催分担金の一部を充当して一定金額以上の契約を締結する場合は、双方で協議することとし、共催分担金への統制を強化する。 ・再委託の承認手続きに関する通達を改正し、官民競争入札等に対応。 ・調達予定案件一覧をホームページに公開するとともに、特に前回入札時に一者応札・応募であった案件や入札参加者数の確保が困難な見通しの案件については、参加の見込みのある事業者にもメール等で案件の広報を行う。 ・入札書、委任状について、記入事項・記入方法がわかりやすいように注記を加えるなどの改正を行った。また、「入札事前チェックリスト」を新たに作成し、入札説明書の添付書類として参加者に配布する。 	契約監視委員会において、随意契約の分類をこれまで以上に明確に分類することで「真に随意契約によらざるを得ないもの」についても価格の妥当性や見直しの可能性を検討する、また、連続して一者応札・応募となっている案件については特に注意して点検する、などの方法により、随意契約及び一者応札・応募の削減に向けた努力を継続する。